

平成 2 9 年 6 月

射水市議会定例会議案説明書

議案第 28 号

平成 29 年度射水市一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 29 号

平成 29 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

以上 2 議案については、別途説明につき説明省略

議案第30号

射水市市税条例の一部改正について

(説明)

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 個人住民税における上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式の選択に係る規定の整備

配当所得等について、所得税の確定申告書が提出された後に住民税の申告書が提出された場合には、住民税の申告書に記載された事項を基に課税できることを明確化するもの。

- (2) 個人住民税における控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備

従前の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に名称変更するもの。

- (3) 固定資産税における特例措置の規定の整備

ア 固定資産税の課税標準の特例割合を条例で定めるもの。

イ 震災等による課税標準の特例等に関する規定を整備するもの。

2 施行期日

条例公布の日。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日

- (1) 附則第5条第1項の改正規定及び附則第2条第2項の規定 平成31年1月1日
(2) 附則第10条の2第11項の次に4項を加える改正規定(同条第15項に係る部分に限る。) 都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)の施行の日

議案第 3 1 号

射水市大門総合会館条例の一部改正について

(説 明)

射水市大門総合会館 4 階に設置している射水市大門コミュニティセンターの移転後について、コミュニティセンター等を会議室として活用するため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

大門総合会館に新たに設置する会議室の使用料を規定するもの。

2 施行期日

平成 2 9 年 7 月 1 日

議案第 3 2 号

射水市コミュニティセンター条例の一部改正について

(説 明)

射水市大門コミュニティセンターが旧大門児童館へ移転することに伴い、位置が変更となるため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

別表 1 の大門コミュニティセンターの位置を改めるもの。

(改正前) 射水市大門 6 7 番地

(改正後) 射水市大門 1 6 4 番地 2

2 施行期日

平成 2 9 年 7 月 1 日

議案第 33 号

射水市国民健康保険税条例の一部改正について

(説 明)

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 118 号）が平成 29 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 国民健康保険税の軽減対象の拡充

低所得者の保険税負担の軽減を図るため、均等割額及び平等割額に係る 5 割軽減及び 2 割軽減の判定に用いる所得の基準について、次のとおり改正するもの。

区 分	軽 減 判 定 所 得 の 基 準	
	現 行	改 正 案
7 割軽減	33 万円以下	現行どおり
5 割軽減	33 万円+26.5 万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下	33 万円+27 万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下
2 割軽減	33 万円+48 万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下	33 万円+49 万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下

※特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療保険の被保険者になった者で、引き続き同一の世帯に属するもの

(2) その他規定の整備を行うもの（附則に係る改正関係）。

2 施行期日等

(1) 施行期日

条例公布の日

(2) 適用区分

ア 1(1)に係る改正規定 平成 29 年度分から適用

イ 1(2)に係る改正規定 平成 30 年度分から適用

議案第 34 号

射水市道路法に基づく市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の一部改正について (説 明)

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府・建設省第 3 号。以下「標識令」という。）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 案内標識に付した番号について、標識令の規定に基づき改正するもの。
- (2) 案内標識について、英語表示の方法が規定されたことに伴い、図示の表記を改正するもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 35 号

射水市下水道条例の一部改正について

(説 明)

下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）の一部改正により、特定施設を設置する事業場に対する下水排除基準のうち、トリクロロエチレンに係る排水基準が改正されたことに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

第 20 条第 1 項第 10 号に規定するトリクロロエチレンの排水基準を 1 リットルにつき「0.3 ミリグラム以下」から「0.1 ミリグラム以下」に改めるもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 36 号

市道路線の廃止について

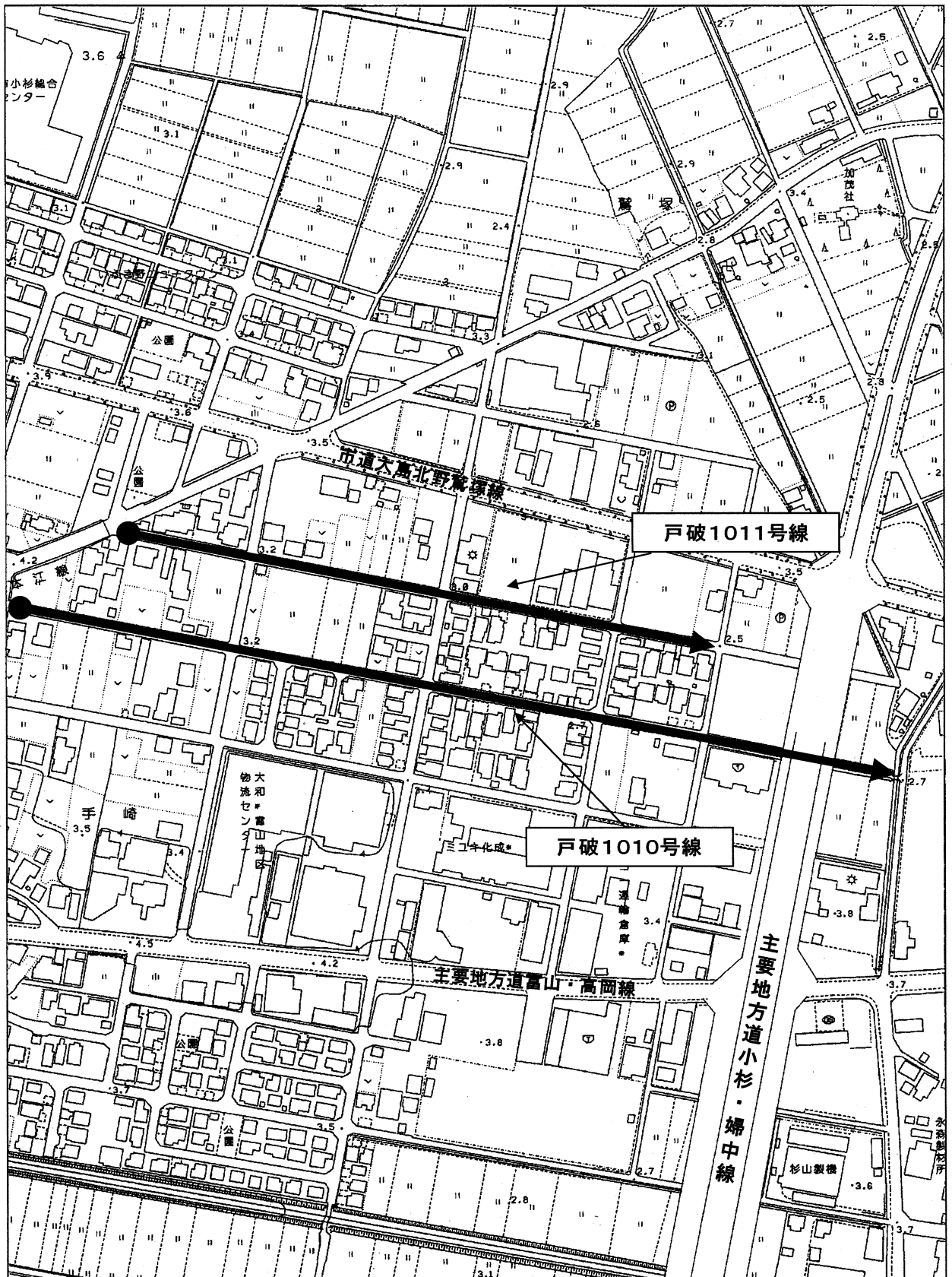
(説 明)

路線の終点変更により、市道路線の 2 路線を廃止しようとするもの（道路法第 10 条第 3 項）。

廃止する路線

図面 番号	廃止路線名	起 点	終 点
1	戸破 1 0 1 0 号線	手崎	戸破
	戸破 1 0 1 1 号線	戸破	手崎

射水市道廃止路線図 1



議案第 37 号

市道路線の認定について

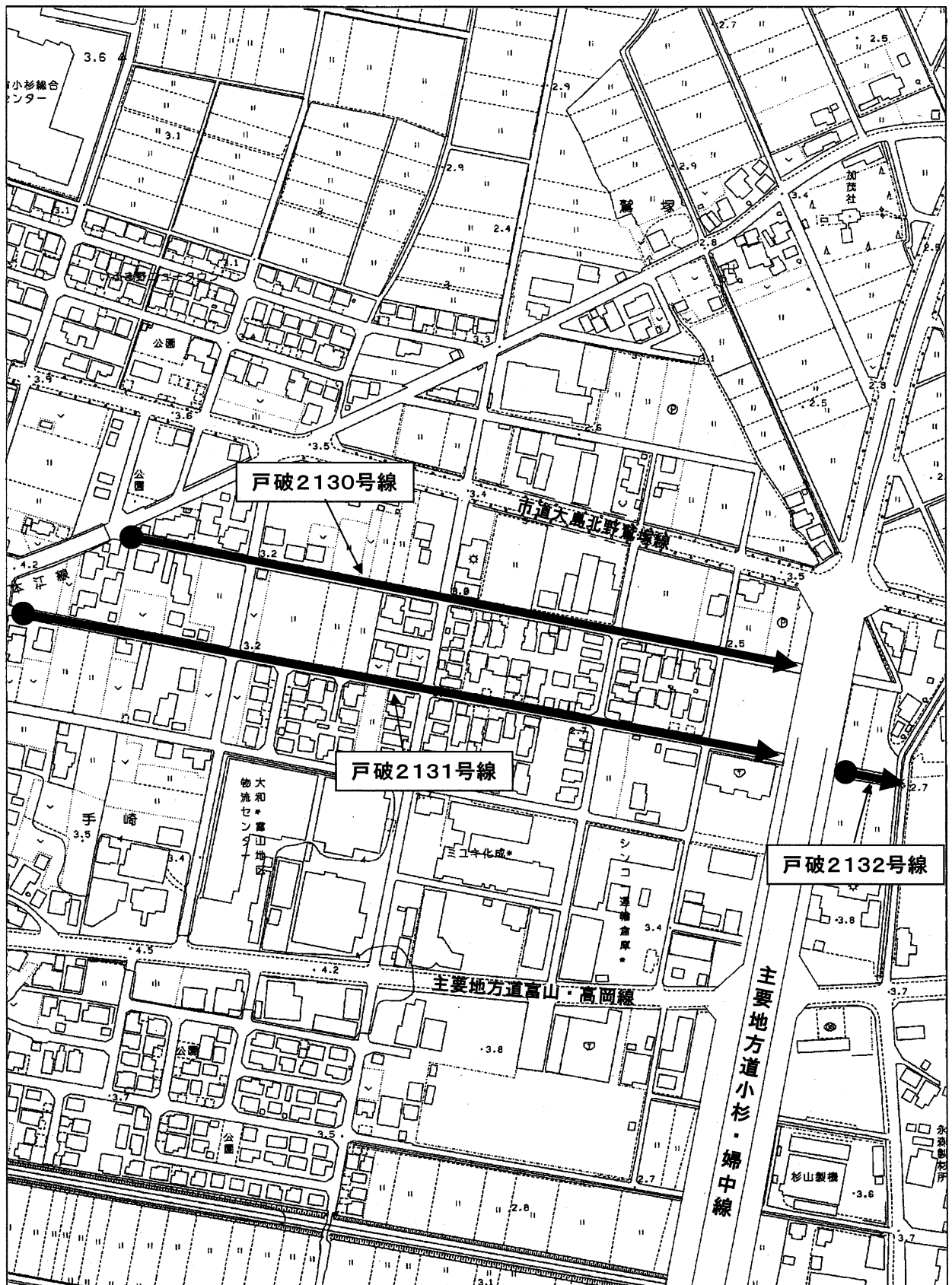
(説 明)

開発行為に基づく道路の帰属等、住民に密着した生活基盤の充実を図るため、11路線を市道路線として認定しようとするもの（道路法第8条第2項）。

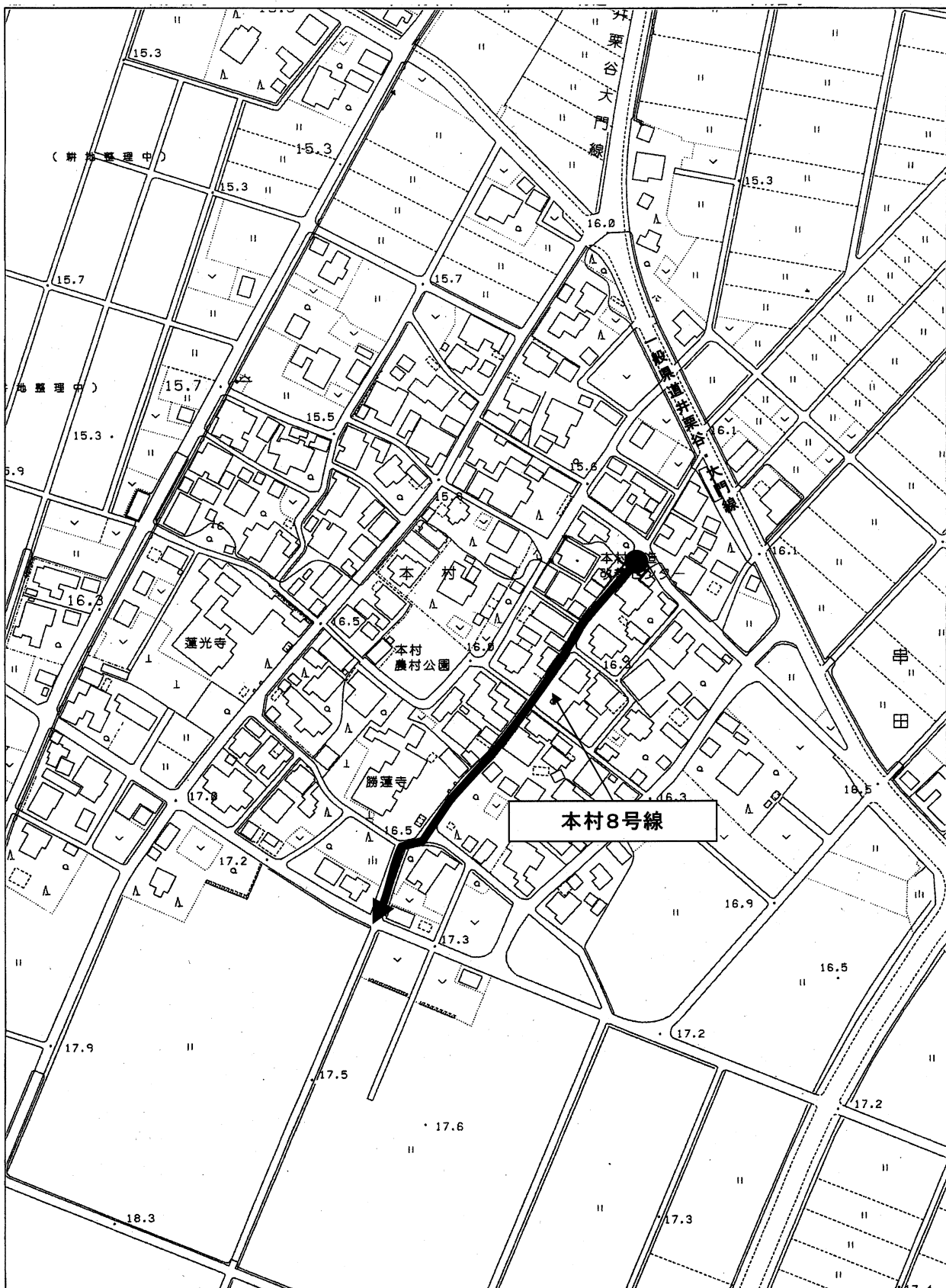
認定する路線

図面 番号	認定路線名	起 点	終 点
1	戸破2130号線	戸破	戸破
	戸破2131号線	手崎	戸破
	戸破2132号線	戸破	戸破
2	本村8号線	串田	串田
3	三ヶ1140号線	三ヶ	三ヶ
4	橋下条295号線	橋下条	橋下条
	橋下条296号線	橋下条	橋下条
5	戸破2133号線	戸破	戸破
6	戸破2134号線	戸破	戸破
7	黒河580号線	黒河新	黒河新
8	戸破2135号線	戸破	戸破

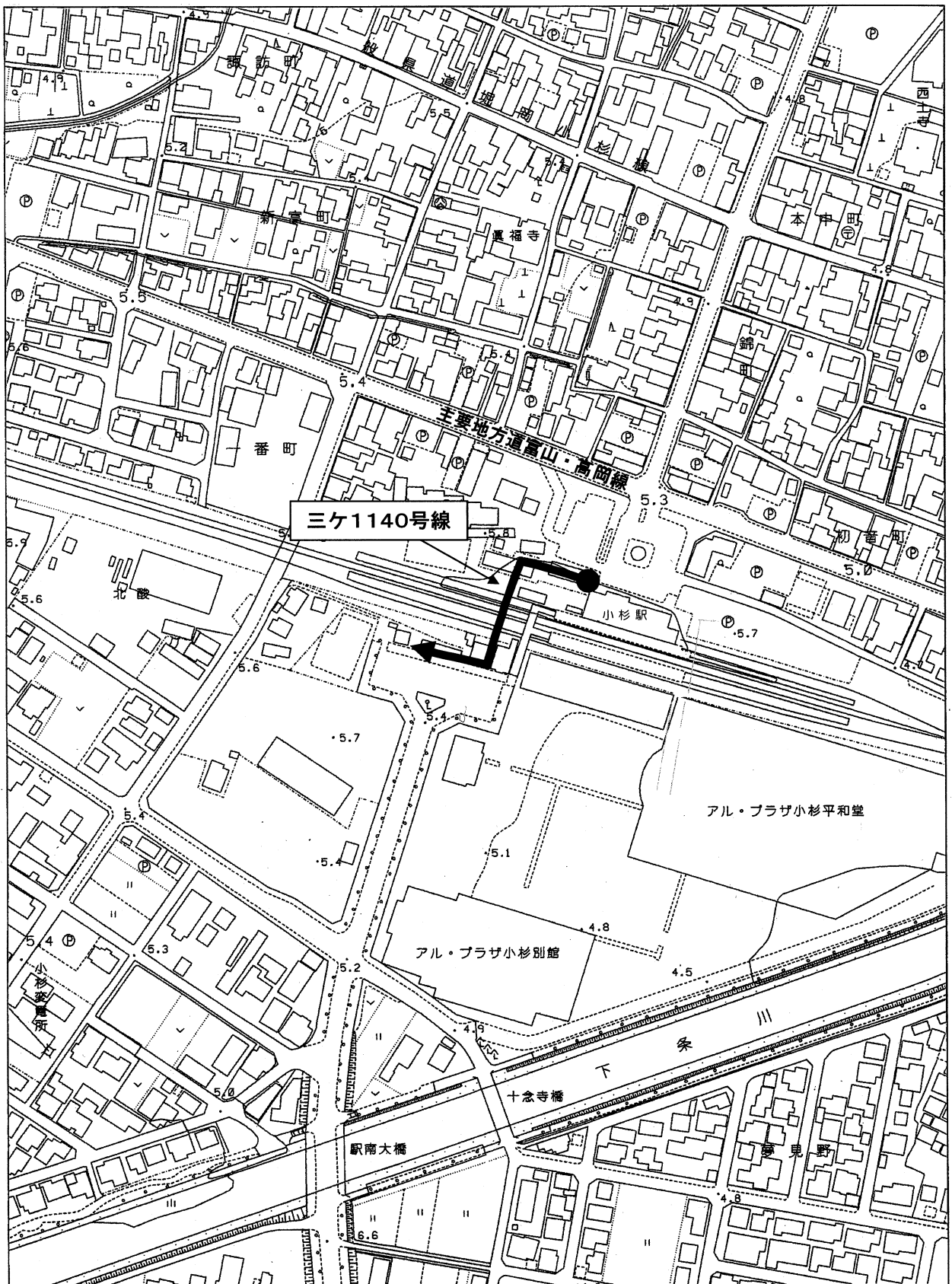
射水市道認定路線図 1



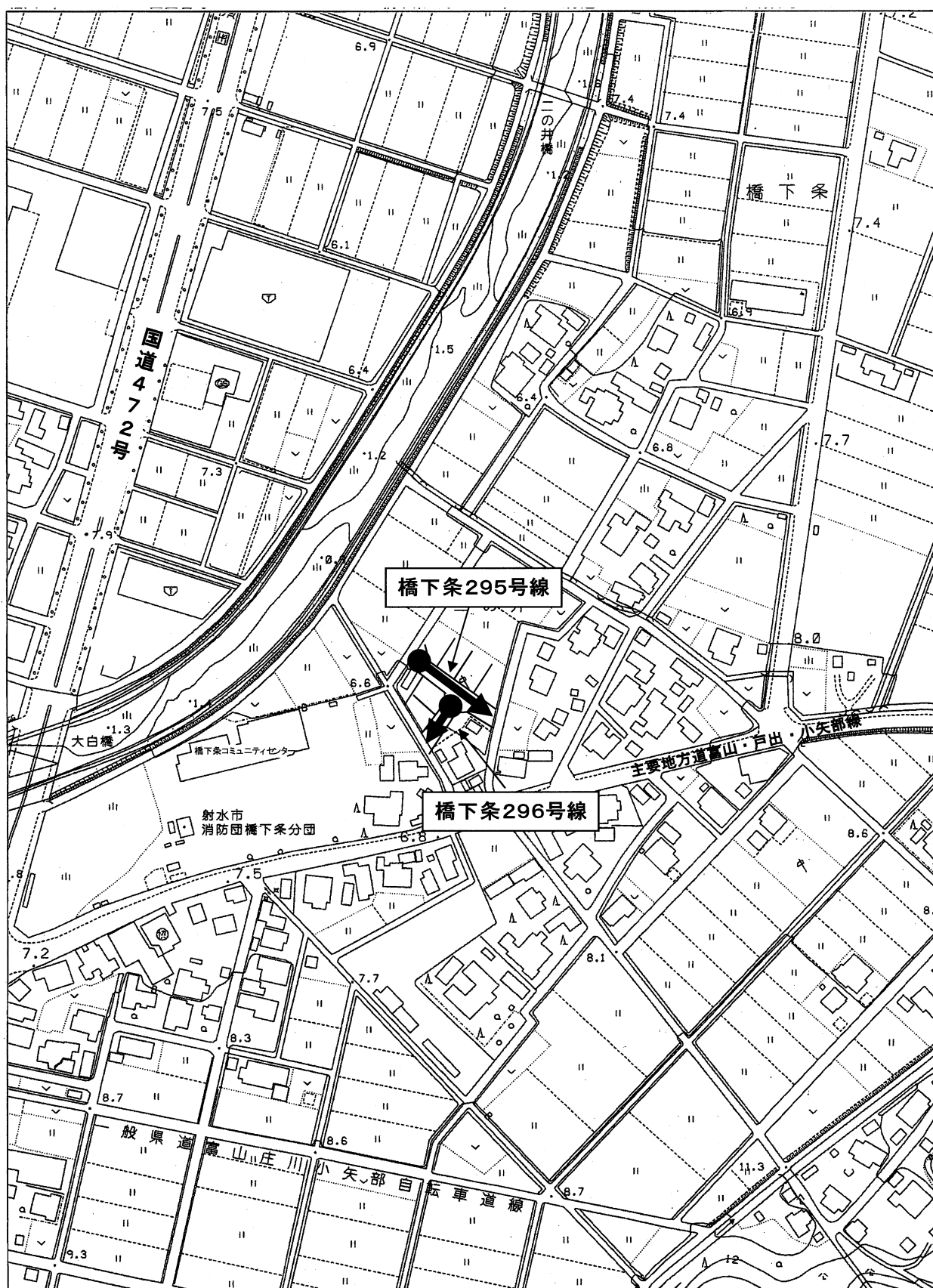
射水市道認定路線図 2



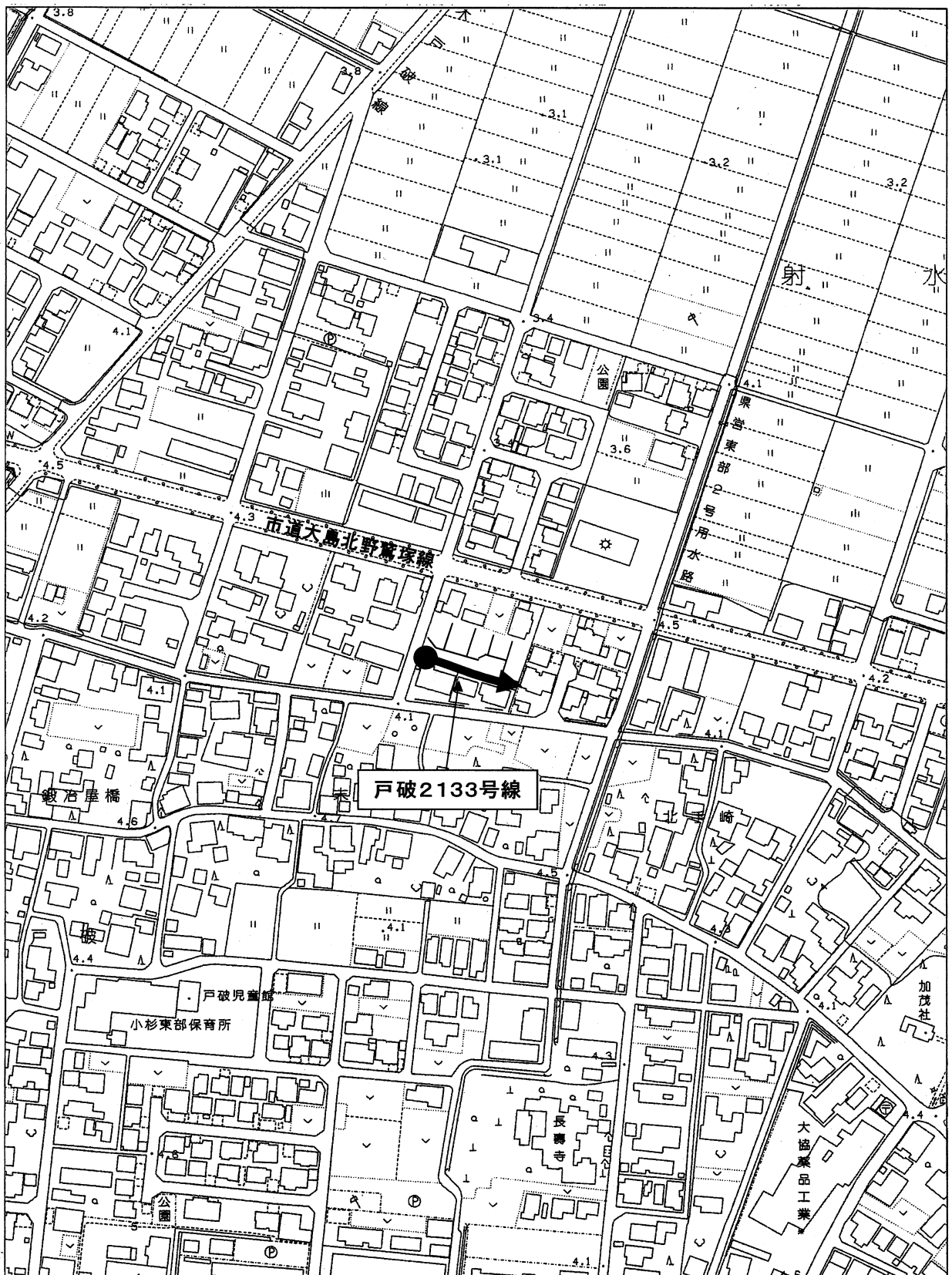
射水市道認定路線図 3



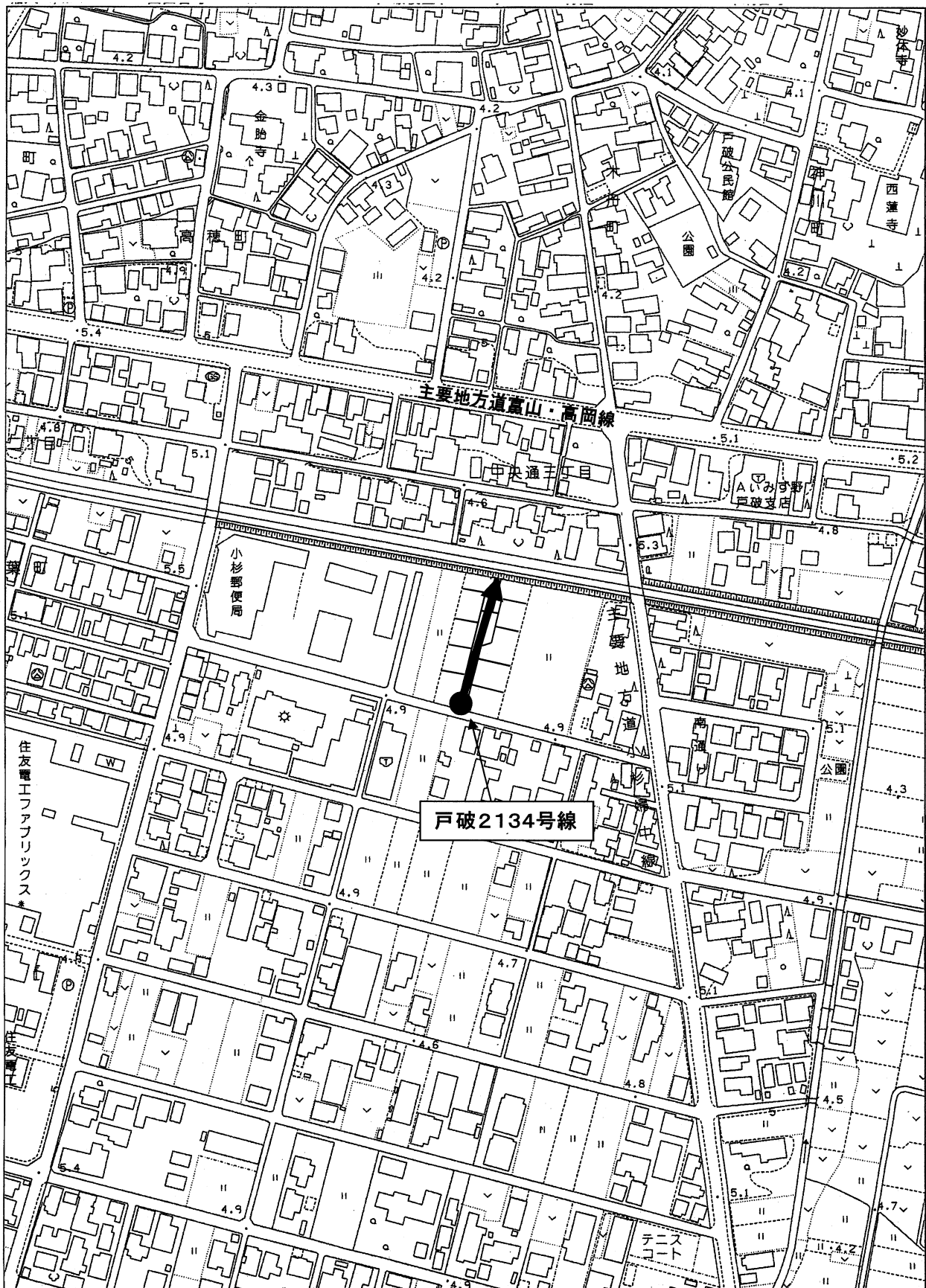
射水市道認定路線図 4



射水市道認定路線図 5



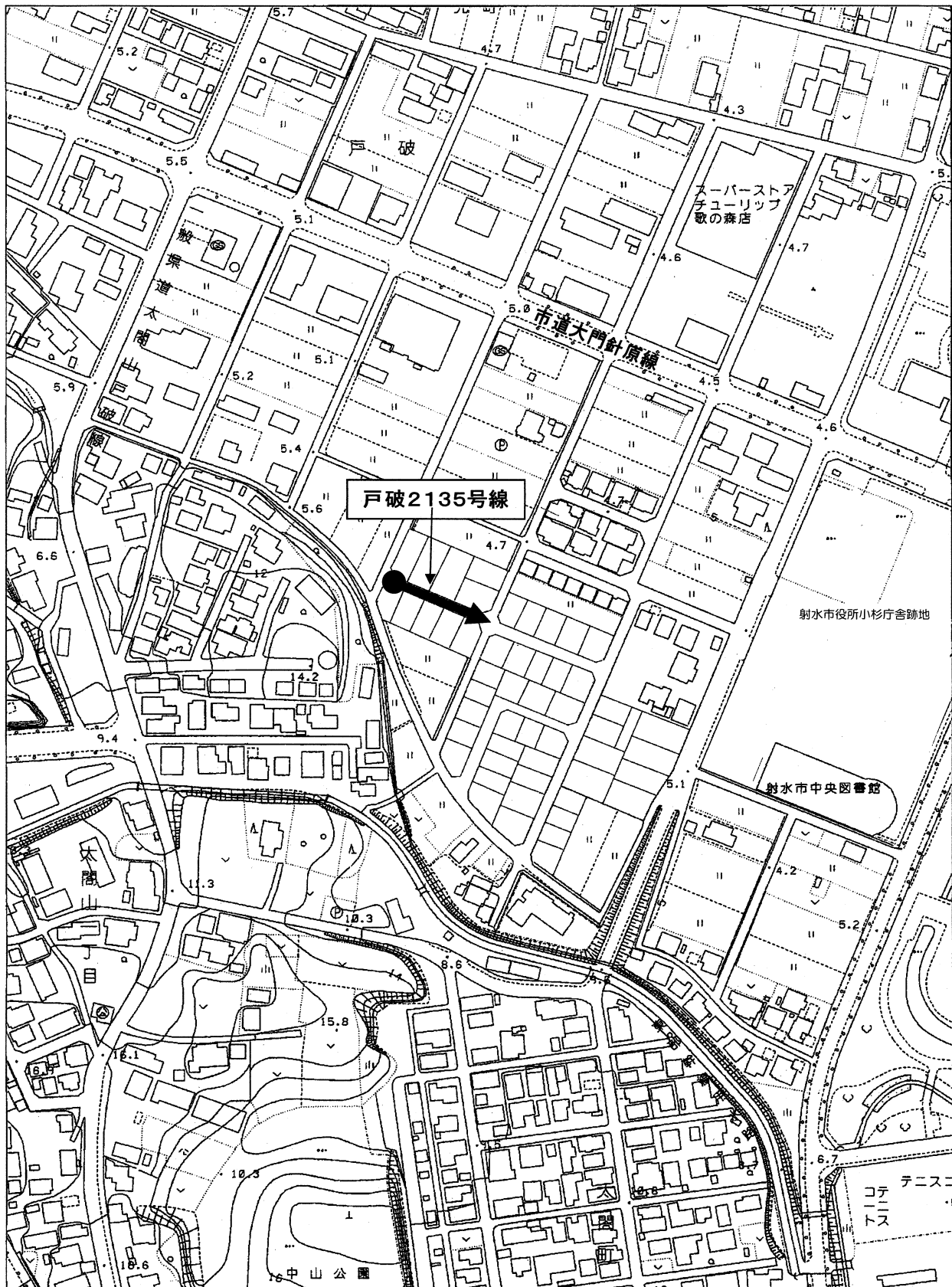
射水市道認定路線図 6



射水市道認定路線図 7



射水市道認定路線図 8



議案第38号

動産の取得について

(説 明)

平成29年5月9日に指名競争入札に付した化学消防ポンプ自動車の購入について、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第8号、同法施行令第121条の2第2項（別表第4）、同法施行令第167条、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条）。

名 称	数量	取得の方法	取得価格	契約の相手方	納 期
化学消防ポンプ自動車	1 台	指名競争入札による契約	56,160,000円 (うち消費税等 4,160,000円)	富山市赤田590 番地1 長野ポンプ株式会社富山営業所 所長 福田 学	平成30年 3月1日

議案第39号

動産の取得について

(説 明)

平成29年5月9日に指名競争入札に付した消防ポンプ自動車の購入について、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第8号、同法施行令第121条の2第2項（別表第4）、同法施行令第167条、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条）。

名 称	数量	取得の方法	取得価格	契約の相手方	納 期
消防ポンプ自動車	2 台	指名競争入札による契約	28,296,000円 (うち消費税等 2,096,000円)	富山市牛島新町4 番10号 株式会社モリタ富山営業所 所長 岡本 直彦	平成29年 11月30日

議案第40号

射水市堀岡コミュニティセンター新築（建築主体）工事請負契約について

（説 明）

平成29年5月9日に制限付き一般競争入札に付した射水市堀岡コミュニティセンター新築（建築主体）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第5号、同法施行令第121条の2第1項（別表第3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
建築主体 工事	246,456,000 円 （うち消費税等 18,256,000 円）	制限付き一般 競争入札によ る契約	北海工業・米田木材射水市堀岡コ ミュニティセンター新築（建築主 体）工事共同企業体 代表者 射水市足洗新町一丁目 101 番地 北海工業株式会社 代表取締役 石村 正男 構成員 射水市庄川本町 16 番 3 号 米田木材株式会社 代表取締役 米田 秀樹	契約締結の日 ～ 平成 30 年 2 月 28 日

報告第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

(説 明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるもの。

専決処分第 2 号

射水市市税条例の一部改正について

(説 明)

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 法人市民税の延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備
- (2) 耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額申請に係る規定を追加
- (3) 軽自動車税のグリーン化(軽課)特例の適用期限2年延長及び賦課徴収の特例規定の整備
- (4) 現行の軽自動車税の種別割への改正に伴う規定の整備

2 施行期日

平成29年4月1日。ただし、附則第5条の規定は平成31年10月1日

報告第 4 号

専決処分の報告について

(説 明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
3	平成 29 年 4 月 14 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100 パーセント 損害賠償額 市 68,000 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成 29 年 1 月 23 日 場 所 射水市小島地内
4	平成 29 年 4 月 14 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100 パーセント 損害賠償額 市 183,600 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成 29 年 1 月 25 日 場 所 射水市橋下条地内

報告第 5 号

継続費繰越計算書について（下水道事業会計）

（説 明）

海老江雨水ポンプ場整備事業（機械・電気計装設備工事）に係る平成28年度年割額の支出予算の経費の金額のうち、当該年度に支出が終わらなかったものについて、これを翌年度に繰り越したので、継続費繰越計算書を調製し、これを議会に報告するもの（地方公営企業法施行令第18条の2第1項）。

・海老江雨水ポンプ場整備事業（機械・電気計装設備工事）

継続費設定可決の日 平成28年3月18日

継続費変更可決の日 平成29年3月17日

平成28年度継続費繰越明細書

〔 継続費の総額 海老江雨水ポンプ場整備事業（機械・電気計装設備工事）
784,296,000 円 〕

事業名	予算額	支出済額及び支出見込額	翌年度逡次繰越額
海老江雨水ポンプ場 整備事業（機械・電気 計装設備工事）	円 627,420,000	円 0	円 627,420,000

報告第 6 号

繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

（説 明）

平成 28 年度射水市一般会計補正予算（第 5 号）（平成 29 年 3 月 17 日可決）第 3 条において繰越明許費を設定した経費について、その繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方自治法施行令第 146 条第 2 項）。

事 業 名	翌年度繰越額
	円
公共施設跡地利活用事業費	232,270,000
戸籍住民基本台帳費	7,188,000
臨時福祉給付金給付費（経済対策分）	244,743,776
児童手当等給付費	854,000
斎場整備事業費	15,845,000
土地改良事業推進対策費	64,470,110
農地管理費	3,202,500
新湊漁港建設費	611,754,882
道路橋梁総務費	1,026,000
地方道路交付金事業費	29,321,000
地方特定道路整備費	120,463,000
消雪施設整備事業費	18,507,000
土砂災害対策費	4,781,160
河川管理費	24,230,000
まちづくり交付金事業費	95,075,440
重点密集市街地整備費	309,846,000
片口小学校整備費	123,390,000
塚原小学校整備費	126,478,000
歌の森小学校整備費	471,596,200
大島小学校整備費	58,017,000
射北中学校整備費	150,030,000
小杉南中学校整備費	529,500,000
合 計	3,242,589,068

報告第 7 号

建設改良費繰越計算書について（下水道事業会計）

（説 明）

地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかった経費の繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方公営企業法第26条第1項及び第3項）。

事 業 名	翌年度繰越額
	円
公共下水道事業	63,389,000
改築事業	97,313,000
雨水整備事業	1,489,278,000
特定環境保全公共下水道事業	14,718,000
流域下水道建設負担金	39,293,000
農業集落排水事業	659,000
合 計	1,704,650,000